

退職者医療制度への切替

お勤め先を退職して国民健康保険に加入した方のうち、厚生年金や共済年金などを受給している65歳未満の方と、その被扶養者が対象となる制度です。退職者医療制度では、医療費の一部が社会保険など職場の健康保険（現役時に加入していた健康保険）からの拠出金で賄われます。これにより、間接的にみなさんの国保税の負担が軽くなり、適正な国保財政の運営につながります。

これまで入院療養のみに適用されていた「限度額適用認定証」等が、平成24年4月より外来診療分へも適用されます。

これにより、同一月に同一の医療機関で高額な外来診療を受けた場合、窓口での支払いが一定の額にとどめられます。

◎手続きに必要なもの

- ・ 国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証
- ・ 印かん

高額な医療受診者	事前の手続き	医療機関等で提示するもの
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯の方	「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」
70歳以上75歳未満で、課税世帯の方	必要ありません	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・「国民健康保険高齢受給者証」
75歳以上で、課税世帯の方	必要ありません	・「後期高齢者医療被保険者証」

◆問い合わせ
☎(84) 1214
住民課国保年金班

◎手続きに必要なもの

- ・ 現在発行されている国民健康保険被保険者証
- ・ 年金証書（厚生年金、共済年金等）
- ・ 印かん

※「限度額適用認定証」などの対象とならない方もいますので、新たに申請される方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

また、「限度額適用認定証」等を提示せずに、医療費が高額となつた場合には、後日「高額療養費支給申請のお知らせ」を郵送しますので、お知らせが届きましたら申請してください。

高額な医療を受けるみなさまへ

退職（失業）等による特例免除について	国民年金
<p>国民年金には、経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の方が申請することで、保険料の納付が免除される制度があります。</p> <p>この制度の特例で、退職（失業）や天災などが原因で所得が無くなつたことにより国民年金保険料が納付できない方は、この事実が確認できる公的機関の証明書等（※）の写しを添付することで、前年の所得が一定額以上であつても免除の対象となる場合があります。（配偶者・世帯主に一定額以上の所得があるときは、特例免除が認められない場合があります）</p> <p>※ 「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など</p>	<p>免除申請は、住民課国保年金班で手続きをしてください。</p> <p>なお、申請の際には公的機関の証明書のほかに、次のものをご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの ・ 印かん ・ 他の市町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの（所得証明書）



◆問い合わせ
☎(84) 1214
住民課国保年金班

國民年金